

発信者情報開示制度

2020年5月27日21:00版

山田太郎事務所

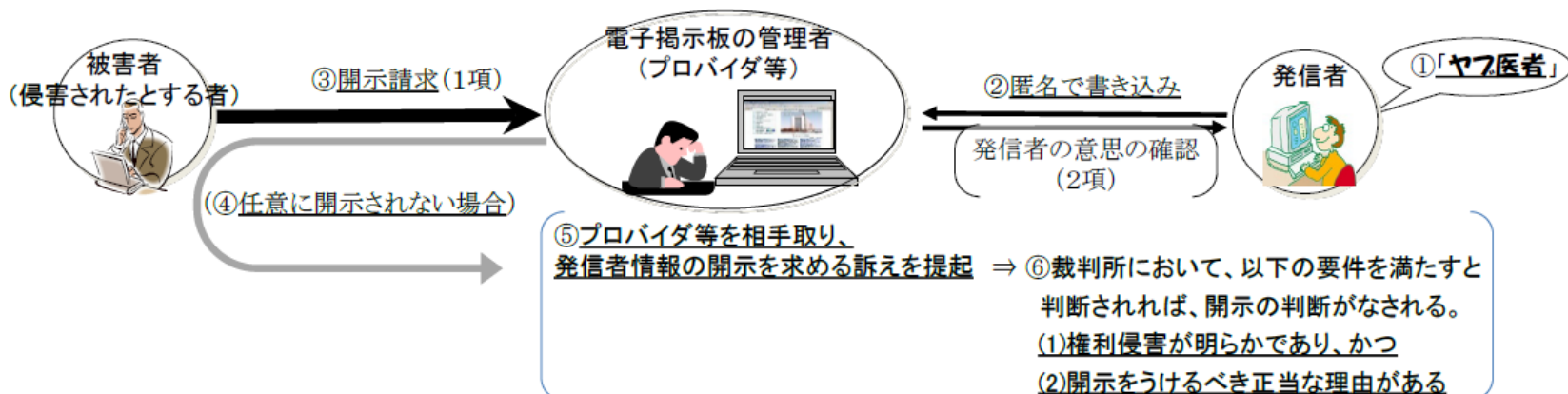
発信者情報開示制度と表現の自由の関係

プロバイダ責任制限法の概要②～発信者情報開示請求（第4条）

4

第4条の規定の趣旨

- ・権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者（被害を受けたと主張する者）が、被害回復のために、加害者（発信者）を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者（発信者）の特定に資する情報（＝発信者情報）の開示を請求することを可能にするもの。
- ・発信者情報は、発信者のプライバシー、**匿名表現の自由**及び通信の秘密として保護されるべき情報であり、プロバイダ等は正当な理由なく開示することは許されない。したがって、**「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮し、一定の厳格な要件が満たされる場合に限り、プロバイダ等が法令行為として発信者情報を適法に開示できるようにするもの。**
- ・発信者情報開示の対象となる情報は、省令において列挙。（次ページ参照）



発信者情報開示制度の趣旨

1 第1条（趣旨）

（趣旨）

第一条 この法律は、①特定電気通信による②情報の流通によって③権利の侵害があった場合について、④⑤特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び⑥発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

【趣旨】

本条は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「本法律」という。）の趣旨を定めるものである。

【解説】

1 本法律で規定する事項

本法律では、特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①特定電気通信役務提供者の責任の制限、②（被害を受けた者の）発信者情報の開示請求権について規定する。

発信者情報開示制度の役割（個人法益を侵害された被害者の救済）

③ 「権利の侵害」

「権利の侵害」とは、本法律で独自に定義されるものではなく、個人法益の侵害として、民事上の不法行為等の要件としての権利侵害に該当するものである。ここで、侵害されることとなる「権利」については、著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害等様々なものが想定され、特に限定をすることなく、それらについて、横断的に対象とするものである。これは、一般不法行為等の場合と同様である。

なお、刑法上のわいせつに該当する情報、児童ポルノに該当する情報などは、当該情報の流通により、社会的法益が侵害されることとなるものであるが、同時に特定個人の権利が侵害されるものでなければ、本法律の対象とはならない。また、暴力的な表現を内容とする情報等、有害ではあるが法令には違反しないような情報についても、当該情報の流通によって特定個人の権利が侵害されることとはならないため、本法律の対象とはならない。

NTTコミュニケーションズ「開示請求等件数の推移」

(別紙1)開示請求等件数の推移



➤ 訴訟・訴訟外ともに、開示請求件数は増加傾向

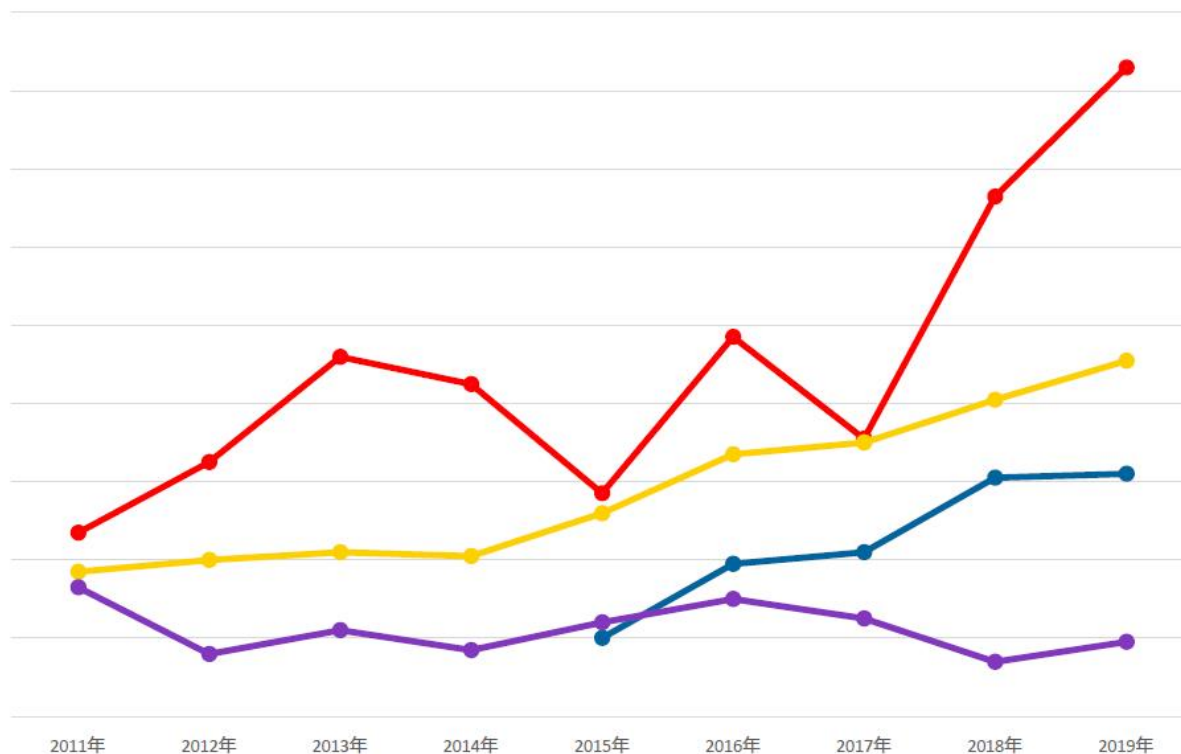
凡例

● 開示請求（訴訟外）

● 開示請求（訴訟）

● ログ保全（訴訟外）

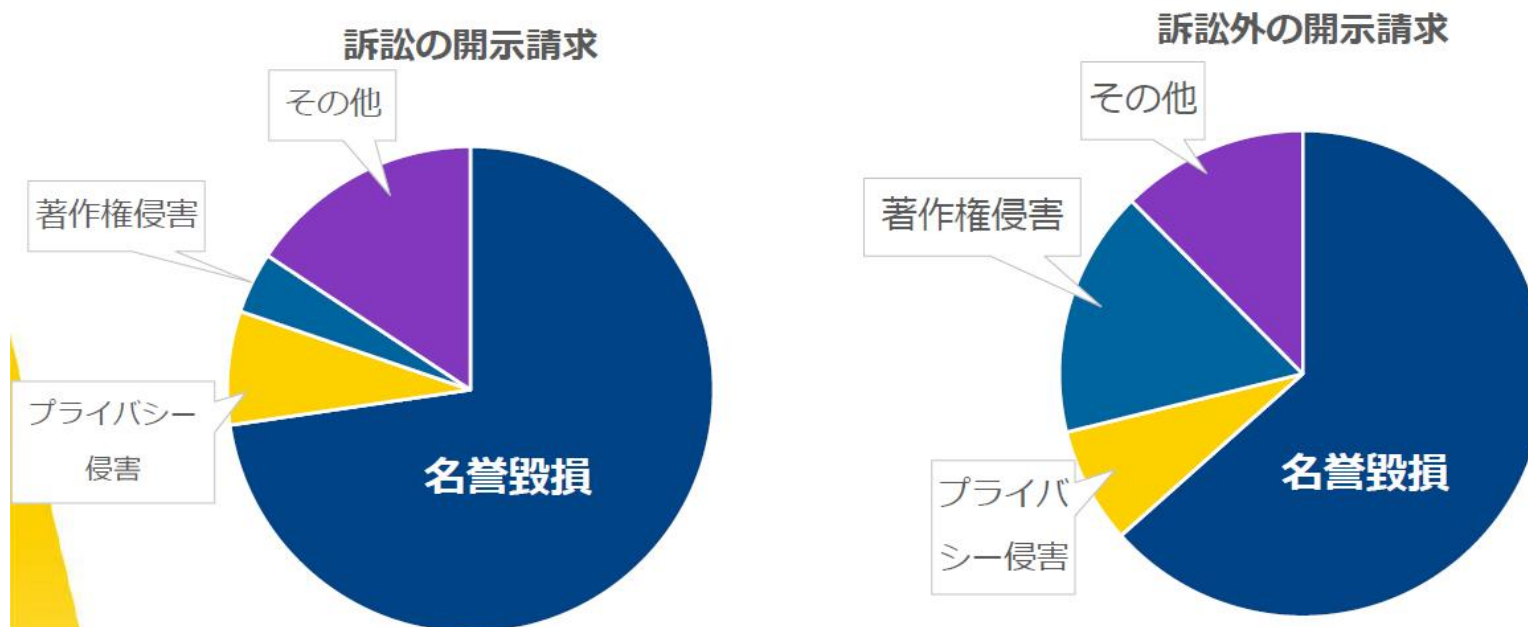
● ログ保全（仮処分）



NTTコミュニケーションズ「被侵害権利の内訳」

(別紙2)被侵害権利の内訳

- 被侵害権利の内訳を訴訟と訴訟外で分けると以下のとおり
- 訴訟において、被侵害権利の権利別にみると、「名誉毀損」及び「プライバシー侵害」で約8割

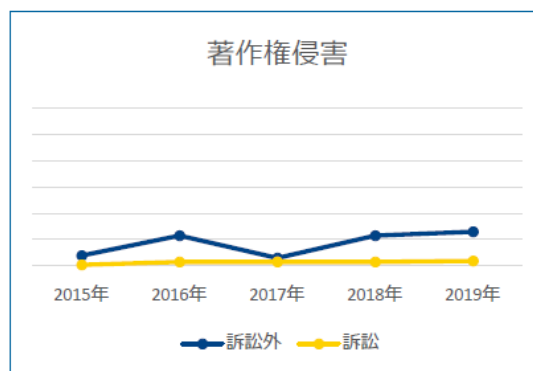
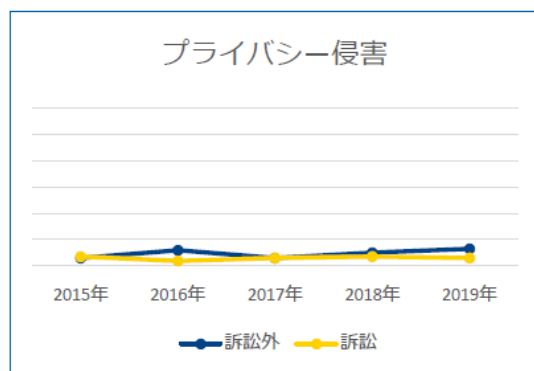
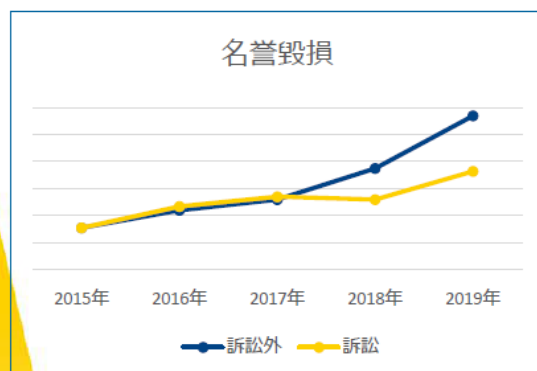


2018年度～2019年度の2年間累計

(別紙3)被侵害権利毎の開示請求件数推移

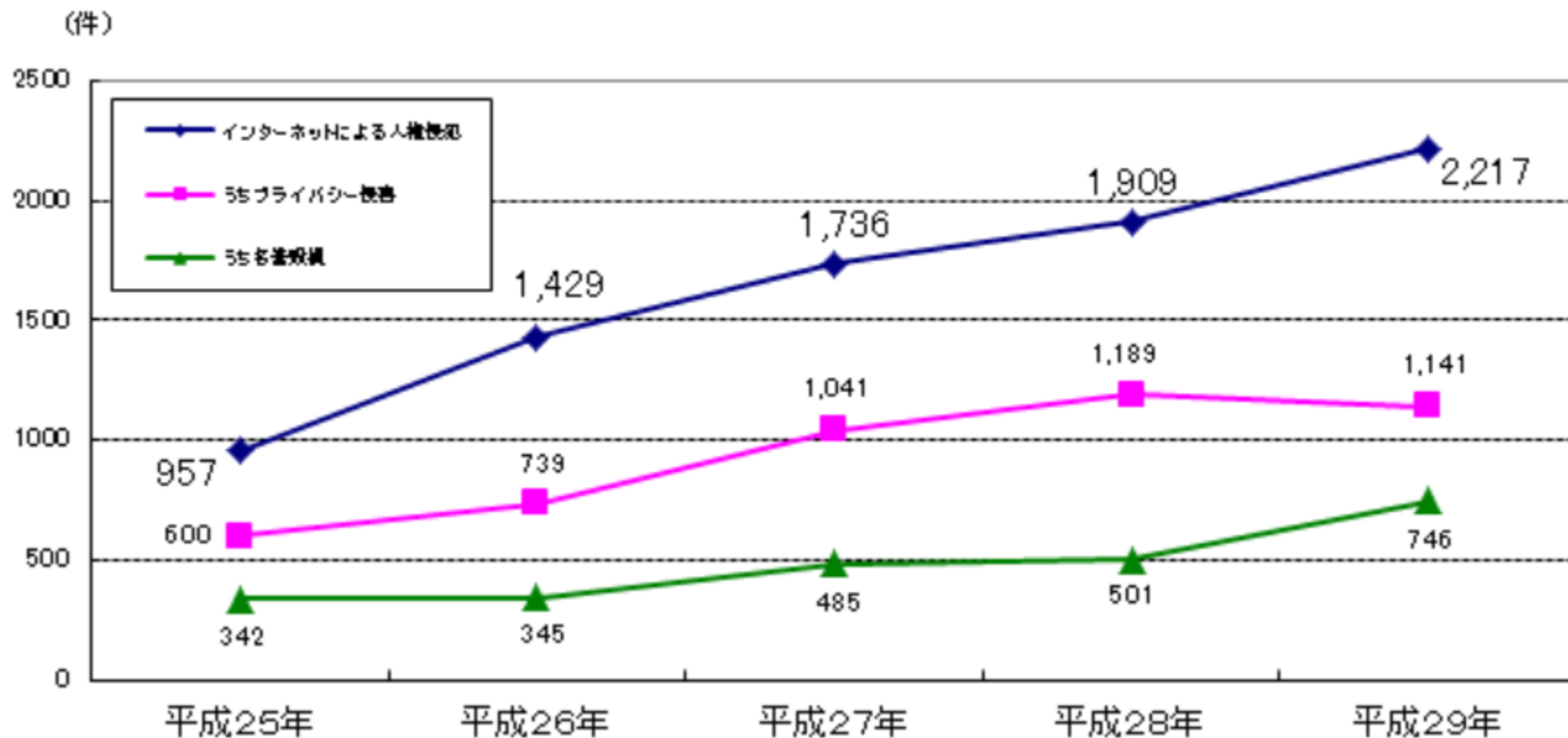


- 名誉毀損を理由とした開示請求件数は、訴訟・訴訟外ともに増加傾向
- プライバシー侵害、著作権侵害を理由とした開示請求件数は両方とも訴訟・訴訟外ともに横ばい



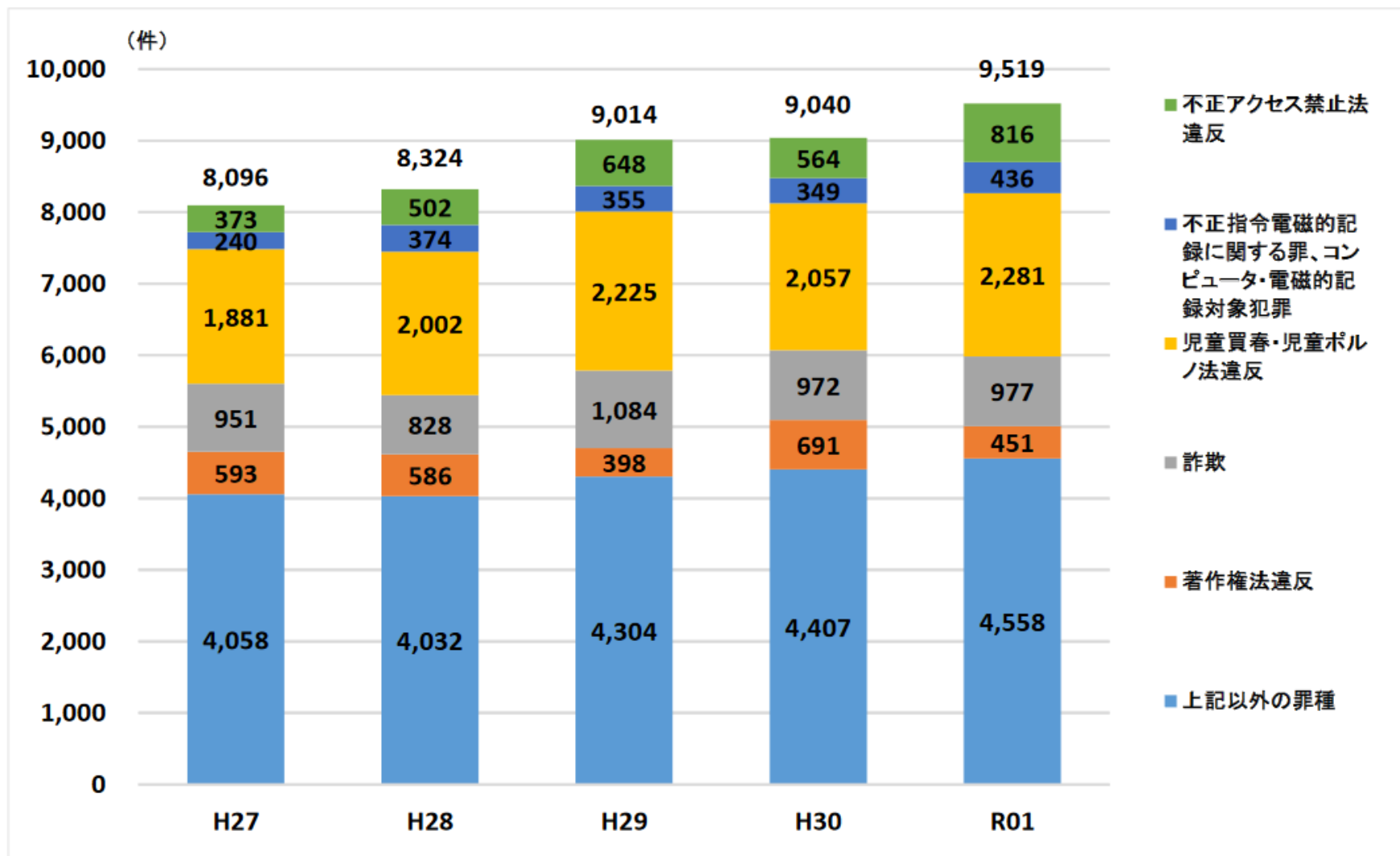
インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



サイバー犯罪の検挙件数の推移

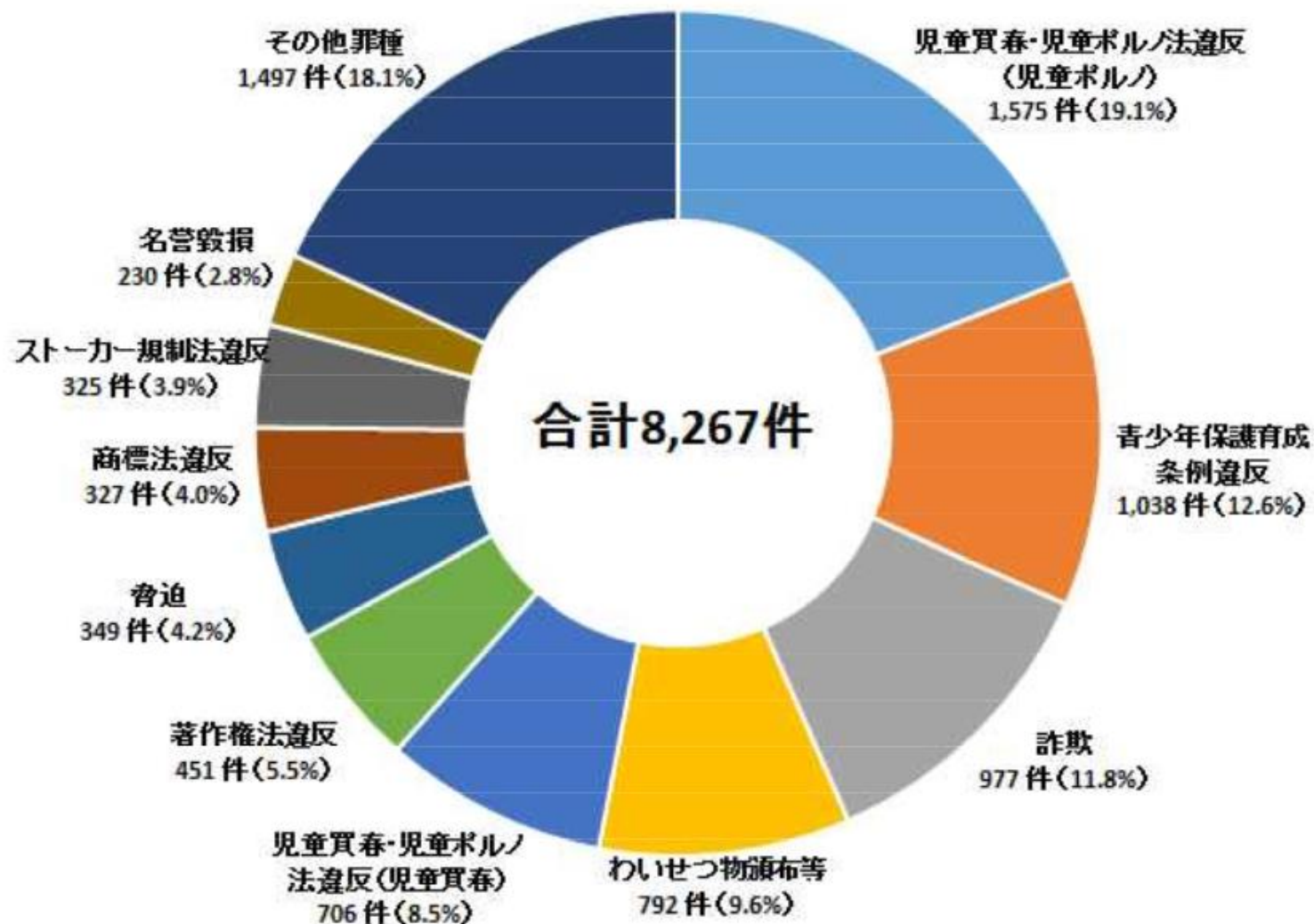
【図表9 サイバー犯罪の検挙件数の推移】



【出典】警察庁：「令和元年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和2年3月5日）

サイバー犯罪の検挙件数の内訳 (※不正アクセス禁止法違反等以外)

※ 不正アクセス禁止法違反、正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪以外の内訳



日本のプロバイダ責任制限法（全文）

平成十三年法律第三十七号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（[電気通信事業法](#)（昭和五十九年法律第八十六号）[第二条第一号](#)に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（[電気通信事業法](#)[第二条第二号](#)に規定する電気通信設備をいう。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

（損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2** 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び**第四条**において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（公職の候補者等に係る特別）

第三条の二 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書画画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書画画（以下「特定文書画画」という。）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（[公職選挙法](#)（昭和二十五年法律第百号）[第八十六条第一項](#)又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。以下同じ。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書画画に係るものである旨（以下「名誉侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。
- 二 特定電気通信による情報であって、特定文書画画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（[公職選挙法](#)[第一百四十二条](#)の**三第三項**に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第一百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2** 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができる場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3** 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。
- 4** 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

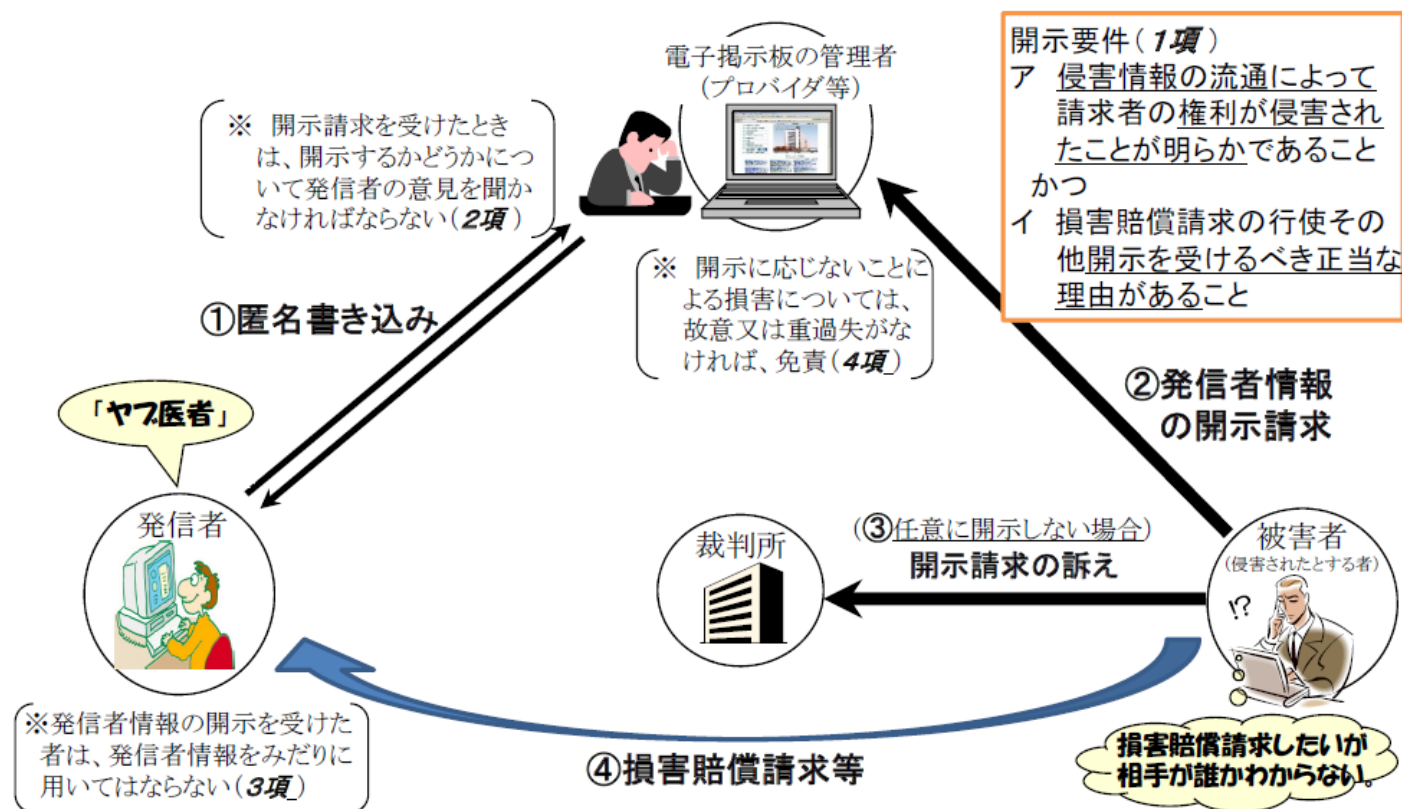
日本のプロバイダ責任制限法による発信者情報開示制度

プロ責法第4条の概要 ～ 発信者情報開示請求権

5

○ 権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、被害回復のために、当該匿名の加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権(※)を規定。

(※「発信者情報開示請求権」＝ 一定の要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者(発信者)の特定に資する情報(＝発信者情報)の開示を請求することができる権利)



日本のプロバイダ責任制限法による発信者情報開示制度

発信者情報の開示要件について①

1. 規定

実体的要件・・・情報の流通による権利侵害(4条1項柱書)、権利侵害の明白性(同項1号)、開示を受けるべき正当の理由(同項2号)

手続的要件・・・発信者への意見聴取(同条2項)

2. 趣旨

総務省電気通信利用環境整備室ほか『逐条解説』46頁以下

「...発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然である。このような状況を踏まえ、本条第1項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、正当業務行為として特定電気通信役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するものである。」

「発信者情報の開示は、発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題であるうえ、その性質上、いったん開示されてしまうとその現状回復は不可能であることから、特定電気通信役務提供者が裁判外の請求を受けて開示を求められた場合に、みだりに開示がなされることを回避する必要がある。また、裁判上又は裁判外の別を問わず、発信者情報の開示について、実質的かつ積極的な利害を有しているのは発信者本人である。したがって、特定電気通信役務提供者が請求を受けて開示の是非を判断するに当たっては、当該発信者の意思が十分に反映されなければならないのであるが、匿名性を維持したままでの発信者自身の手続参加が認められない現行の手続法の枠組みの下にあっては、開示請求の相手方となる当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(「開示関係役務提供者」という。)の行為を通じて、発信者の利益擁護や手続保障を図ることが不可欠である。本条2項は、このような理由から、開示関係役務提供者に対し、第三者たる発信者のプライバシーや表現の自由にかかわる情報である発信者情報を保有し、取り扱う者の責任として、開示の請求を受けたときは、原則として発信者に当該開示請求に関する意見を聴かなければならない旨の義務を課すものである。」

2

アメリカ：ディスカバリー（証拠開示手続）

ディスカバリー：当事者が互いに証拠を開示し合う手続
（連邦民事訴訟規則第26条(a)、第34条(a)等）

＜一般的なディスカバリーの流れ＞

- ① 訴訟を提起
- ② 当事者間でディスカバリー会議を実施
- ③ ②の結果を反映したディスカバリー計画を当事者から裁判所に提出
- ④ ディスカバリー計画を踏まえて裁判所からスケジュール命令等を発令
- ⑤ ④に沿って当事者間でディスカバリーを実施

- ※ 証拠開示の範囲が合意に至らない場合、開示を強制したい当事者は、強制開示の申立てを行うことができる。
- ※ 強制開示を認める場合、裁判所は、開示命令（subpoena：サピーナ）を発令する。
- ※ 開示命令に従わない者に対して、裁判所は、真実擬制や裁判所侮辱罪によるペナルティを課すことができる。

アメリカ：DMCAサピーナ（侵害者情報開示命令）

DMCAサピーナ：侵害者を特定するための情報開示命令

（著作権法512条(h)）

＜DMCAサピーナの手続＞

著作権侵害主張の通知を行った著作権者またはその代理人から、連邦地方裁判所の書記官に対して、以下の①～③の書類を提出して請求する。

- ① 著作権侵害主張の通知の写し
- ② 請求者が求める情報開示命令
- ③ 宣誓陳述書

書記官は、請求が適法に要件を満たしている場合、速やかに情報開示命令（subpoena：サピーナ）を発行しかつ署名して、プロバイダへ送達するために請求人に返還する。

- ※ 宣誓陳述書：情報開示命令を要求する目的は新会社とされる者を特定することであり、かつ、かかる情報は著作権法に基づいて権利を保護する目的のみに使用する旨について宣誓する陳述書
- ※ DMCAサピーナは、訴訟を提起せずとも利用できる。

アメリカ：匿名訴訟 (John Doe defendant)

匿名訴訟：訴状に仮名の被告名を記載して提起する訴訟

(明文規定なし、慣行により多くの州裁判所と連邦裁判所で認められている)

<匿名訴訟の手続>

匿名訴訟を提起した者は、提訴後のディスカバリーにおいて、裁判所の発行する強制令状 (subpoena : サピーナ) に基づき、情報を保有する第三者に対し、その開示を求めることができる

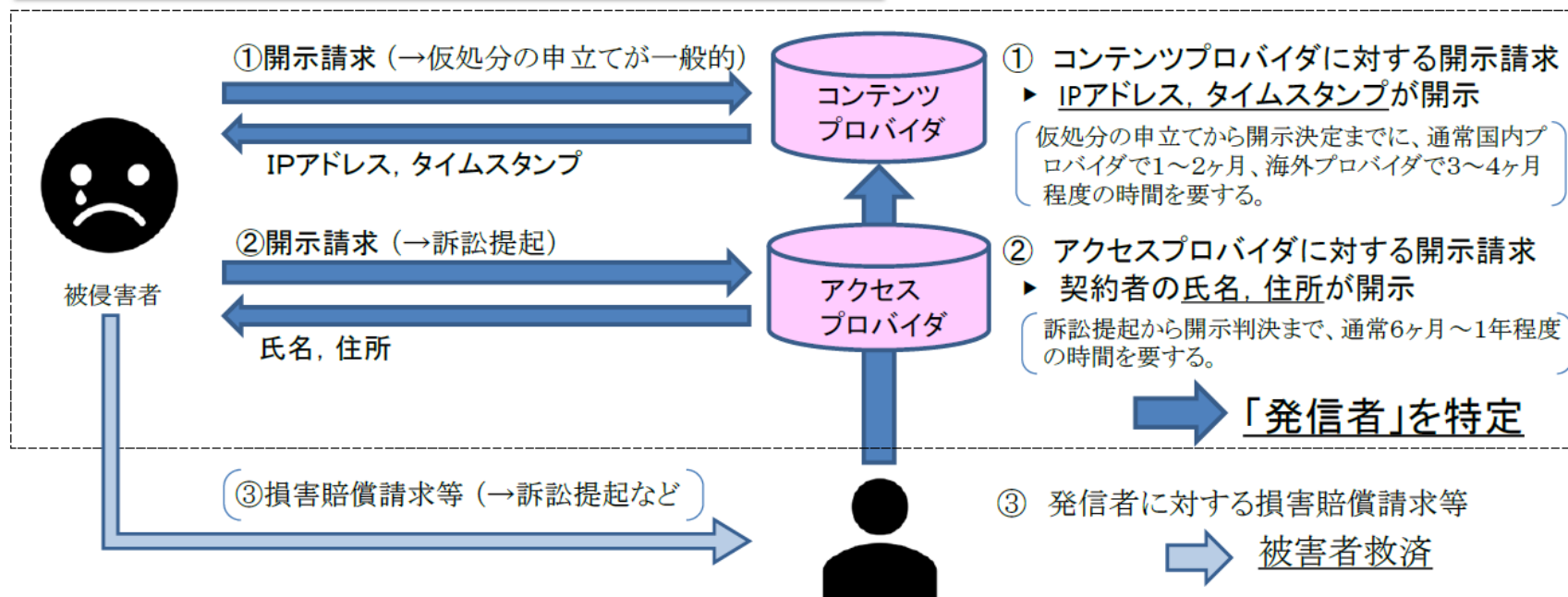
発信者情報開示請求の実務の現状と課題

2

課題(特に、被害者側からの問題意識)

- 発信者情報は任意に開示されないことが多く、裁判手続を通じて開示されるのが一般的であり、時間・コストがかかる。(特に、海外プロバイダへの請求の場合には、送達手続に時間を要するため、より長くなる。)
- 被害回復のためには複数回の裁判手続を経る必要がある。

発信者情報開示請求の実務の現状(開示プロセスの流れ)



裁判上の発信者情報開示の流れ

① コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の仮処分の申立て

発信者のIPアドレス、タイムスタンプ等の開示を求める

仮処分が出るまで約 1 か月かかる



② アクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟の申立て

発信者の氏名、住所、メールアドレス等の開示を求める

判決が出るまで約 4 ~ 5 か月かかる



③ 発信者に対する損害賠償請求訴訟又は差止請求訴訟の申立て

損害賠償の支払、発信情報の削除を求める

判決が出るまで約 1 年かかる（第一審）

ブロッキング

ブロッキング：

ユーザがウェブサイトを開覧しようとする場合に、当該ユーザにインターネットアクセスを提供するプロバイダが、ユーザの同意を得ることなく、ユーザーがアクセスしようとするウェブサイト等のホスト名、IPアドレスないしURLを検知し、そのアクセスを遮断する措置をいう。



憲法上、検閲の禁止、通信の秘密、表現の自由に反する
法律上、電気通信事業法に反し、刑罰の対象
正当行為、正当防衛、緊急避難による違法性阻却は困難

電気通信事業法

(秘密の保護)

第4条

- 1 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 (以下略)

第179条

- 1 電気通信事業者の取扱中に係る通信（…）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 電気通信事業に従事する者（…）が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

自民党：発信者情報開示の問題点（海賊版対策に関して）

海賊版サイトの運営者にたどり着けない

- 裁判所が「侵害に係る」要件を限定的に解釈し開示されるIPアドレスやタイムスタンプが狭すぎる例がある
 - ① 法4条についての解釈の明示等（解釈では限界がある場合は法改正）
 - ※ 東京地裁では保全部と知財部で判断が異なり、後者が特に限定的に解釈しているとの指摘有り
- IPアドレスとタイムスタンプのみでは発信者が特定できない例がある
 - ② 省令の改正（電話番号の追加、限定列挙ではなく例示列挙への転換等）
- プロバイダが把握している氏名・住所等が真正なものでない例がある
 - ③ 特定電気通信役務提供者への契約締結時の本人確認の義務付け等
- 非協力的なプロバイダーの「保有していない」との主張を裁判所がそのまま採用する例がある
 - ④ 「保有する」要件の解釈の見直し等（解釈では限界がある場合は法改正）

発信者情報開示の手續に時間・費用・手間がかかる

- 任意開示に応じないプロバイダに裁判手続をとると時間もお金も手間もかかる
 - ⑤ 任意開示の促進（ガイドラインの充実等。特に、著作権侵害の際に適法に任意開示できる事例等）
 - ※ 法改正も検討（公衆送信権侵害等の場合に発信者からの意見聴取を不要とする、開示した場合の免責を新設する等）
 - ⑥ 損害賠償や差止めの請求の前提であることを踏まえた発信者情報開示の仮処分・訴訟の迅速化・簡素化
 - ※ 民事訴訟全体の問題として、匿名訴訟の制度や強制令状の制度等についても検討
 - ⑦ プロバイダが海外事業者の場合に送達手続等にかかる時間の短縮等

海外のプロバイダが非協力的な場合に日本法の実効性がない

- プロバイダが海外事業者の場合に準拠法や管轄等を理由に日本での裁判手続に応じない例がある
 - ⑧ 日本においてサービスを提供する海外のプロバイダについて外国会社の登記の徹底（会社法817条以下、933条以下）等
 - ※ 今国会に提出されている電気通信事業法改正案が成立すれば、外国法人等は国内代表者等の指定義務を負い、実効性が確保される
 - ⑨ 海賊版対策における国レベル及び民間レベル国際連携・国際協調の促進等

「保有する」要件についての総務省の解釈

③ 「当該開示関係役務提供者が保有する」

本法律においては、**開示の対象**となる発信者情報について開示関係役務提供者が「**保有**」するものに限っている。「保有」とは、法律上又は事実上、あるものを自己の支配下に置いている状態を指す用語であり、情報等の無体物を事実上支配していることを示す際にも用いられる（例：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）など）。

ところで、「保有」の概念は一般的に以上のようなものであるにしても、本法律における「保有する」が、具体的にどのような状態を指すものと解すべきかが問題となる。この点、本請求権が開示関係役務提供者が開示することのできる発信者情報について

「保有する」要件についての総務省の解釈

開示させる権利であることからすれば、「当該開示関係役務提供者が当該発信者情報について開示することのできる権限を有する」ことをいうと解することが適当である。したがって、開示を行うことのできる権限を有すると認められる場合であれば、第三者に委託して顧客管理を行わせているような場合や他人の管理するサーバ内にデータが存在している場合であっても「保有する」に含まれることになる。他方で、「権限を有する」とは、単に開示等が可能だけでなく、その権限の行使が実行可能なものとして、開示関係役務提供者がデータの存在を把握していることも含むものであり、**開示関係役務提供者の内部に存在する発信者情報であっても、抽出のために莫大なコストを要する場合や、体系的に保管されておらず、開示関係役務提供者としてはその存在が把握できないような場合には、「保有する」とはいえない**こととなる^{viii}。

発信者情報開示の対象（限定列挙）

4条における発信者情報開示の対象（省令で規定）

5

・総務省令(※)において、発信者情報開示の対象となる情報を列挙。具体的には以下のとおり。

(※)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)

- 発信者の氏名又は名称（省令第一号）
- 発信者の住所（同第二号）
- 発信者の電子メールアドレス（同第三号）
- 侵害情報に係るIPアドレス（同第四号）
- 携帯電話端末等の利用者識別符号（同第五号）
- SIMカード識別番号（同第六号）
- タイムスタンプ(侵害情報が送信された年月日及び時刻)（同第七号）

課題(特に、被害者側からの問題意識)

- 開示対象となる情報が限定的。(「電話番号」が開示対象になっていない。)

プロバイダ等の責任制限に関する諸外国の状況（2010年時点）

プロバイダ等の責任制限に関する諸外国の状況（概要）

	法令名	対象	ISPの責任	
米国	通信品位法（1996年）	他人を不快にし、虐待する等の目的による、わいせつな、淫らな等の論評、画像等の通信	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、情報の発行者・代弁者として扱われない ○ プロバイダは、わいせつ等のコンテンツに対してとったアクセス制限等の措置の責任を負わない。 	
	デジタルミレニアム著作権法(1998年)	著作権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①侵害を現実には知らず、それが明白となる事実を知らず、それらを知ったときに速やかに削除等する、②侵害の通知を受けたときに、速やかに削除等する、等の場合は責任を負わない。 	
EU	電子商取引指令(2000年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて責任を負わない(加盟国の確保すべき措置)。 	
	イギリス	電子商取引規則(2002年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて損害やその他のいかなる金銭的救済、刑事的責任について責任を負わない。
	フランス	デジタル経済法(2004年)	公衆向けオンライン通信サービスによる違法性のある行為及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて民事責任を負わない。 ○ 上記の場合、プロバイダは違法コンテンツについての刑事罰に問われない。
	ドイツ	テレメディア法(2007年)	利用者のために保存する違法な行動又は情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて責任を負わない。
韓国	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(2007年)	私生活の侵害又は名誉毀損等の権利侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダは、コンテンツによる個人の権利侵害があった場合に、要請により速やかに削除等の措置をとらなければならない、これにより賠償責任が減免され又は免除される。 	

発信者情報開示に関する諸外国の状況（2010年時点）

発信者情報開示に関する諸外国の状況（概要）

	諸外国の発信者情報開示制度の概要
米国	(1)身元不詳の発信者を相手方とする仮名訴訟を提起した上で、審理の前に行われる証拠開示の手続(discovery)において、裁判所の発行するsubpoena(文書発出命令)に基づき、プロバイダ等に対し発信者情報の開示を求めることができる。 (2)著作権侵害について、権利保有者が① 侵害通知の写し、②求める文書提出命令、③ 利用目的を限定する宣誓陳述書の3点を添えた請求を裁判所に対して行い、裁判所の命令に基づき、プロバイダに対して発信者情報開示を求めることができる(DMC A第512条第(h)節)。
イギリス	(1)情報の流通により権利を侵害された者が、当該情報が掲載された電子掲示板等の管理者を訴えた場合に、被告である電子掲示板等の管理者は、民事訴訟規則に基づく訴えを当該情報の発信者等に対して提起することができる。この訴えを提起することが裁判所に認められれば、当該者を訴訟に参加させることができる。 (2)情報の流通により権利を侵害された者は、Norwich Pharmacal Orderと呼ばれる第三者開示命令を裁判所から取得することで、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求することができる。
フランス	(1)相手方に対する訴訟手続きにおいて、相手方の氏名等を特定する制度は存在しない。 (2)裁判所から、発信者情報の開示を命じるレフェレ(仮の地位を定める仮処分)に類似したものを取得することで、開示を受けることが可能である。
ドイツ	(1)仮名訴訟は認められていない。 (2)(附帯)私訴者については、刑事訴訟における検察官と同様の照会権限が認められている。附帯私訴とは、犯罪により生じる加害者に対する財産上の請求権を刑事裁判において行使する制度をいう。検察官と同様の照会権限とは、令状裁判官の許可に基づき照会を行うことができる権限のことである。
韓国	(1)特定の利用者による情報の掲載や流通で私生活侵害または名誉毀損など権利を侵害されたと主張する者は、民・刑事上の訴えを提起するために、侵害事実を疎明して名誉毀損紛争調整部(5人以下の委員で構成。そのうち1人以上は弁護士資格がある者。)に当該情報通信サービス提供者が保有している当該利用者の情報(民・刑事上の訴えを提起するための氏名・住所など大統領令に定める最小限の情報をいう)を提供するように請求することができる。 (2)名誉毀損紛争調整部は請求を受けた時は、利用者の意見を聞いて情報提供の有無を決めなければならない。 (3)当該利用者の情報を提供された者は、当該利用者の情報を民・刑事上の訴えを提起するための目的以外の目的で使ってはならない。